

省エネ家電買替費補助金交付要綱

(令和 6 年訓令第 9 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、省エネ性能の優れた省エネ家電製品に買い替える町民に対し、予算の範囲内において省エネ家電買替費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、地球温暖化の防止及び家庭部門における省エネ施策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、冷蔵庫（冷凍機能のみの製品は除く。）又はエアコン（業務用機器は除く。）であって、これらに係る日本産業規格 C 9901 に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネ基準達成率」という。）が、冷蔵庫については 2021 年度目標の 100% 以上であるもの、エアコンについては 2027 年度目標が 80% 以上であるものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、自らが居住する町内の住宅において使用していた冷蔵庫又はエアコンを、当該住宅において自らの生活の用に供するため、新品（未使用であり、かつ、消費者により購入されたことがないものをいう。）の省エネ家電製品に買い替えた町民とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該町民が町税を滞納している者であるとき。
- (2) 当該町民の属する世帯の構成員がこの補助金の交付決定を受けているとき。
- (3) 前号に規定する世帯の構成員が、大月町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年大月町規則第 1 号。以下「暴力団排除規則」という。）第条各号のいずれかに該当する者であるとき。

(補助対象経費及び補助金額等)

第 4 条 補助対象経費は、前条の規定による買い替え等に要した省エネ家電製品の購入費用に限る。

2 補助金の交付を受けることができる省エネ家電製品の台数の上限は、省エネ家電製品である次の各号に掲げる家電の種類に応じ、同一住所もしくは同一世帯について当該各号に定める台数とする。

- (1) 冷蔵庫 1 台
- (2) エアコン 1 台

3 補助金の額は、第 1 項の規定による購入費用に 5 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、省エネ家電製品 1

台につき 30,000 円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、省エネ家電製品の購入前に、省エネ家電製品買替費補助金交付申請書（第1号様式）に以下の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 町税に滞納がないことを確認できる書類
- (3) 省エネ家電製品の見積書
- (4) 買い替え前の冷蔵庫又はエアコンの設置状況が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1世帯につき家電の種類毎に各1回に限り行うことができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、省エネ家電買替費補助金交付決定（申請却下）通知書（第2号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 交付決定者は、購入及び設置完了後1月以内又は当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに省エネ家電買替費補助金実績報告書（第3号様式）及び補助金交付請求書（第4号様式）に以下の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品の購入費用がわかる領収書等（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）の写し
- (2) 買い替え前の冷蔵庫又はエアコンを処分した際の特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
- (3) 買い替え後の省エネ家電製品の設置状況が確認できる写真

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により、提出された実績報告書等に不備がなければ、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に交

付した補助金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(処分の制限)

- 第 10 条 補助金の交付を受けた者は、当該交付の対象となった省エネ家電製品を、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。ただし、当該交付の決定の日から 6 年を経過する日までの期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、省エネ家電買替補助金財産処分承認申請書（第 5 号様式）により町長にその旨を申請しなければならない。
 - 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分の承認の可否を決定し、省エネ家電買替補助金財産処分承認（申請却下）通知書（第 6 号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。
 - 4 前項の場合において、町長の承認を得て第 1 項の省エネ家電製品を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。
 - 5 前条の規定は、第 1 項の規定に違反して省エネ家電製品を処分した者について準用する。

(交付決定を受けた者の協力)

- 第 11 条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、省エネ家電製品に買い替えた効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(その他)

- 第 12 条 この補助金の交付に必要な事項については、大月町補助金交付規則（昭和 43 年規則第 6 号）及び別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する